

穴水町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 要旨

穴水町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して、農業委員候補者の推薦・応募を求めるとともに、農地利用最適化推進委員になろうとする者の募集を行うものです。

2 募集人数

12名（それぞれに担当区域があります）

穴水町農業委員会の農地利用最適化推進委員の担当する区域

地区名・人数	担当区域名
穴水地区 3人	曾福・鹿島・根木・志ヶ浦・新崎・緑ヶ丘・乙ヶ崎・鶴島・川島・大町・由比ヶ丘・天神谷・越の原・鹿路・宇留地・河内・汁谷・越渡・上中・桂谷・大角間・上唐川・下唐川・挾石・小又・平野・地蔵坊・上野・此木・七海・北七海・麦ヶ浦・内浦
住吉地区 3人	中居・中居南・瑞鳳・梶・波志借・藤巻・木原・樟谷・菅谷・伊久留・比良・川尻・曾山・東中谷・岩車・旭ヶ丘
甲地区 3人	鹿波・野並・鹿上・曾良・大郷・甲・山中
諸橋地区 3人	沖波・前波・宇加川・明千寺・花園・古君・竹太

※ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、他市町も含めて両委員を兼ねることはできません。

3 任期

委嘱された日から令和11年7月19日まで

4 身分及び報酬の額

穴水町の非常勤の特別職職員として、月額6,000円

5 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて主に以下のことを行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために地域での話し合いや農地利用状況の調査（農地パトロール）などの活動を行います。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行える者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 穴水町の職員

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送又は持参により、穴水町農業委員会事務局（役場横地域情報センター2階地域整備課内）までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

提出書類

- ・ 農業者等（個人）が推薦する場合…… 様式1
- ・ 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合…… 様式2
- ・ 応募する場合…… 様式3
- ・ 候補者が町外在住である場合は、住民票の写しと耕作証明書をあわせて提出してください

8 推薦・募集期間

令和8年4月1日（水）～5月1日（金）まで【必着】

※ 持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後8時15分までに提出してください。

9 選任方法

穴水町農業委員会の選考委員会を開催し、提出された書類をもとに農業経営の状況等を総合的に評価して選考します。推進委員の決定は、農業委員会総会において行います。

選考結果については、被推薦者・応募者に対し、文書で通知します。

10 公表について

募集期間において、4月18日頃から応募者の状況を穴水町ホームページで公表します。

- (1) 推薦を受ける者の数及び、そのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (2) 応募する者の数及び、そのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

11 推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

〒927-8601

穴水町字川島ラの174番地

穴水町農業委員会事務局（役場横地域情報センター2階 地域整備課内）

電話 0768-52-3670